

皆さんの生きる力をありがとう

～平成18年度 献血結果～

県赤十字献血センターと村献血推進協議会（会長・村長）では、今年度も移動採血車による献血を4回、延べ16カ所で行いました。その結果、血液の本数では県の目標には届かなかったものの、献血人数では目標を上回る結果となりました。詳しくは表のとおりです。たくさんのご協力ありがとうございました。

(表) 平成18年度献血結果 (単位:人)

実施場所事業所	実施日・採血者数				計	目標 317本 実績 289本 達成率 91.2%
	5/17	8/23	11/6	2/7		
相農飯館分校	18		15		33	200ml: 87人 400ml: 101人 ※200mlは人数×1本、400mlは人数×2本として計算 ※移動採血車による成分献血は、平成17年度より行っていません。
そうま農協飯櫃出張所	8		4	7	19	
(株)菊池製作所	25			20	45	
飯館村公民館		7		7	14	
(株)フレボ一東洋		5			5	
(株)ハヤシ製作所		6			6	
Aコープ飯館店前	11		9		20	
飯館村役場		17		20	37	
月電工業(株)			9		9	
(採血不能者)	(15)	(6)	(6)	(10)	(37)	
計(採血者)	62	35	37	54	188	

○県目標 200ml...57本、400ml...130本 目標本数317本、目標人数187人
○実績 200ml...87本、400ml...101本 実績本数289本、献血人数188人
平成18年度については、本数では目標を下回ったものの、人数では目標を達成しました。



みなさん
ご協力ありがとう



平成19年度の 献血予定日

平成19年度の献血予定日については、次のとおりです。次年度も多くの皆様のご協力をお願いいたします

回数	月 日
1回目	平成19年5月14日(月)
2回目	8月23日(木)
3回目	11月16日(金)
4回目	平成20年2月12日(火)

※詳細はそのつど「おしらせ版」に掲載します。

献血者、輸血者の健康を守るため、次のような方は献血できませんのでご注意ください

～献血できない方の基準(主なもの)～

- ・服薬、妊娠中・授乳中、発熱等の方(献血の前3日以内に風邪、頭痛薬等を服薬した方)
 - ・海外渡航者(国により基準は様々です。詳しくは保健福祉課☎42-1619へ)、海外から帰国し4ヵ月以内の方。
 - ・輸血歴、臓器移植歴のある方、出血を伴う歯科治療をした方
 - ・ピアスの穴を開けて1ヵ月未満の方
- 《献血期間の制限》
- ・200ml献血をした方...男女とも4週間後の同じ曜日まで献血できません。
 - ・400ml献血をした方...男性は12週間後・女性は16週間後の同じ曜日まで献血できません。

喫煙の誘惑に負けないで

2/13

飯櫃小学校「防煙教室」



▲山屋先生の講話に聞き入る子どもたち

タバコの有害性について学ぶ「防煙教室」が飯櫃小学校(荒川秀則校長)で行なわれ、福島産業保健推進センター産業保健相談員の山屋佐智子先生を講師に、6年生30人が喫煙の及ぼす健康への害などについて学びました。

教室で山屋先生は、タバコの吸い殻を浸した水にスポンジをつけ、タールが付着する様子を見る実験や、肺がん患者の肺や手術の写真などを使い、子どもたち



▲教室のようす

の視覚に訴える内容で喫煙の怖さを説明。子どもたちは、真っ黒になったスポンジや肺の写真に興味深そうに見つめていました。最後に山屋先生は「健康になることが目標ではなく、自分のしたいこと、夢のために健康が大切。喫煙を進められてもいけないことには乗らない強い気持ちを持つて、元氣な中学生になってください」と教室を締めくくりました。防煙教室は今年9日には草野小学校でも開催される予定です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

●児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭の生活安定と自立を助けるために、児童の母や母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

また、父と生計を同じくしていない、父の心身に一定の障がいがある場合には支給されます。

○手当を受ける手続き

役場保健福祉課の窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。

①児童扶養手当認定請求書(用紙は保健福祉課にあります)

②請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本(外国人の方は登録済み証明書)

③請求者と対象児童が属する世帯全員の住民票

④その他の必要書類
※②～④は、発行日から1ヵ月以内のもの。

○手当の額

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	月額41,720円	所得に応じて月額9,850円～41,710円
児童2人のとき	児童が1人のときの額に	5,000円を加算
児童3人以上のとき	3人目から1人増すごとに	3,000円を加算

○支給制限について

受給資格者及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年所得が一定額以上ある場合は、その年

度(8月から翌年の7月まで)は、生計の全部または一部が支給停止されます。

●特別児童扶養手当

障がいを持つ児童を扶養している親には、特別児童扶養手当が適用になります。

○現在、受給されている方へ

現在、児童・特別児童扶養手当を受給されている方で、対象児童が増えた、住所を変更した、証書を無くしたなどが発生した場合は、速やかに役場保健福祉課まで届出をお願いします。届出が遅れますと、引き続き手当が受給できなくなったり、手当の返還を求められる場合があります。

○お問合わせ
保健福祉課福祉係
(☎42-1620)